

乙第1号議案から
乙第21号議案まで
諮問第1号
諮問第2号

令和6年第2回沖縄県議会(定例会)議案

(その2)

令和6年6月28日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ペー ジ
乙第1号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	3
乙第3号議案	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	8
乙第4号議案	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	10
乙第5号議案	沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	12
乙第6号議案	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	13
乙第7号議案	工事請負契約について	14
乙第8号議案	財産の取得について	15
乙第9号議案	財産の取得について	16
乙第10号議案	債権の放棄について	17
乙第11号議案	家屋損傷事故に関する和解等について	19
乙第12号議案	車両損傷事故に関する和解等について	21
乙第13号議案	車両損傷事故に関する和解等について	23
乙第14号議案	車両損傷事故に関する和解等について	25
乙第15号議案	車両損傷事故に関する和解等について	27
乙第16号議案	車両損傷事故に関する和解等について	29
乙第17号議案	沖縄県人事委員会委員の選任について	31
乙第18号議案	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	32
乙第19号議案	沖縄県公安委員会委員の任命について	34
乙第20号議案	専決処分の承認について	35

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第21号議案	専決処分の承認について	38
諮問第1号	退職手当支給制限処分に関する審査請求について	41
諮問第2号	退職手当支給制限処分に関する審査請求について	43

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 大麻取扱者免許申請手数料の項中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に改め、同表大麻取扱者登録変更手数料の項中「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に改め、同表大麻取扱者免許証再交付手数料の項中「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に改める。

第2条 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3 大麻草採取栽培者免許申請手数料の項中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に改め、同表大麻草採取栽培者登録変更手数料の項中「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に改め、同表大麻草採取栽培者免許証再交付手数料の項中「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 改正法附則第1条第2号の政令で定める日

(準備行為として行う大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料の徴収)

2 この条例の公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正法附則第6条の規定により改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定の例による大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査については、1件につき6,800円の手数料を徴収する。

(準備行為として行う第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料の徴収)

3 この条例の施行の日から第1項第2号に掲げる日の前日までの間において、改正法附則第7条の規定により改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査については、1件につき6,800円の手数料を徴収する。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

大麻取締法の一部が改正されたことに伴い、大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条の1—第60条の8」を「第60条の2—第60条の9」に改める。

第60条の8を第60条の9とし、第60条の1から第60条の7までを1条ずつ繰り下げる。

附則第5条の2第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第6条の次に次の1条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第6条の2 第46条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条で定める金額をいう。次項において同じ。）が10億円を超えるものを除く。））」と、同条第2項中「1億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「1億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が10億円を超える法人であるかどうか」とする。

附則第10条及び第11条中「第60条の4」を「第60条の5」に改める。

附則第16条第1項第1号中「船舶の使用者」を「船舶（施行令附則第10条の2の2第1項で定めるものを除く。）の使用者」に、同項第2号中「第10条の2の2第1項」を「第10条の2の2第2項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、同項第3号中「第10条の2の2第3項」を「第10条の2の2第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、同項第4号中「第10条の2の2第5項」を「第10条の2の2第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、同項第5号中「第10条の2の2第7項」を「第10条の2の2第8項」に改める。

第2条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出し

た当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第46条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2で定める金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3で定めるものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第

10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(アに掲げる法人を除く。)

第46条第2項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第1号イ(ア)又は(イ)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定(次号に掲げる判定を除く。) 当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する6月経過日の前日、法第72条の29第1項、第3項又は第5項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日)

(2) 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第1号イ(ア)又は(イ)の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日(当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日)

第60条の2第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第6条の2中「次項」を「次項第1号」に、「同条第2項」を「同条第2項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日

(2) 第1条中附則第5条の2第3項の改正規定 令和7年1月1日

(3) 第1条中附則第6条の次に1条を加える改正規定及び附則第16条第1項の改正規定並びに附則第3項、第4項及び第6項の規定 令和7年4月1日

(4) 第2条の規定(次号及び第6号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5項の規定 令和8年4月1日

- (5) 第2条中第60条の2第1項の改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
- (6) 第2条中第23条の2第2項第2号の改正規定及び次項の規定 前項に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
（県民税に関する経過措置）
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第6号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例第23条の2第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第2号中「寄付金」とあるのは、「寄付金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄付金とみなされるものを含む。）」とする。
（事業税に関する経過措置）
- 3 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例（次項及び附則第6項において「7年新条例」という。）附則第6条の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項、次項及び附則第6項において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、3号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 3号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の沖縄県税条例第46条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、同月29日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、同月30日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る7年新条例附則第6条の2の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和6年3月30日を含む事業年度の開始の日の前日から沖縄県税条例の一部を改正する条例（令和6年沖縄県条例第 号）附則第4項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。
- 5 第2条の規定による改正後の沖縄県税条例第46条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項並びに附則第6条の2の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施

行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 6 7年新条例附則第16条第1項の規定は、3号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、外形標準課税の適用対象法人を見直すほか、軽油引取税の課税免除の特例措置について一定の船舶を適用対象から除外する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「」で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下この条において「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「以下この条において同じ。」）（以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備」という。）を新設し、又は増設した者及び地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、かつ、当該新設に併せて同法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産（以下この条において「地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、又は増設した者にあつては当該地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人（以下この条において「中小事業者等」という。）にあつては、1,900万円）以上、地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、かつ、当該新設に併せて地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備を新設し、又は増設した者にあつては当該地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備及び地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備の取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者等にあつては、1,900万円）以上でなければならない。

第12条第1項第1号中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備」に改め、同項第2号及び第3号中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備又は地方活力向上地

域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備」に改め、同条第2項中「地方活力向上地域特別償却適用設備を新設し、又は増設した者」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、又は増設した者及び地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備を新設し、かつ、当該新設に併せて地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備を新設し、又は増設した者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項後段の規定を適用する。

第12条第2項第1号及び第2号中「地方活力向上地域特別償却適用設備」を「地方活力向上地域特定業務施設特別償却適用設備又は地方活力向上地域特定業務児童福祉施設特別償却適用設備」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方活力向上地域内に本社機能の移転等を行うため、事務所、研修施設等の新設と併せて保育所等を整備した事業者に対し、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除し、又は不均一の課税をする措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表附則第3項の項中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同表附則第4項の項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同表附則第5項の項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同表附則第6項の項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とする。

附則第3項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（職員資格に関する特例）」を付する。

附則第1項の次に次の1項を加える。

（職員配置に関する特例）

- 2 別表の第1の1の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数については、当分の間、同表の第1の1中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

別表の第1の1中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、職員の配置に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

第7条第3号中「第81条の2第2項」の次に「又は第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要がある場合に、基金を取り崩し沖縄県国民健康保険事業特別会計に繰り入れることができるようにするため、基金の処分に関する事項を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項から第4項まで並びに第8条第1項及び第2項中「算定政令附則第4条の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

工事請負契約について

大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 852,247,000円
- 4 契約の相手方 那覇市楚辺1丁目14番16号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

沖縄県庁舎ほか9か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）
- 2 数 量 19台
- 3 契約金額 82,748,288円
- 4 契約の相手方 浦添市仲西三丁目12番1号
琉球三菱自動車販売株式会社 代表取締役 山本浩章

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県庁舎ほか9か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

沖縄県庁舎ほか7か所に配車する電気自動車を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 電気自動車
- 2 数 量 22台
- 3 契約金額 91,722,580円
- 4 契約の相手方 浦添市港川二丁目1番1号
琉球日産自動車株式会社 代表取締役 仲井間勝也

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県庁舎ほか7か所に配車する電気自動車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

債権の放棄について

農業改良資金貸付金に係る債権の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 債権放棄の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 2 放棄金額 平成10年2月23日付け貸付決定に係る農業改良資金貸付金の延滞元金8,189,177円並びに違約金2,722,955円及び平成14年2月14日の翌日から債権放棄の日までの年12.25パーセントの割合による違約金の合計額

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県は、[REDACTED]を借受者、[REDACTED]ほか1人を連帯保証人として、平成10年4月13日に農業改良資金10,570,000円を貸し付けた。

当該貸付けについて、借受者が貸付けの条件に違反したため、県は、借受者に対し平成13年11月8日付けで貸付金の全額を一括して償還するよう命じ、その納入期限を平成14年2月14日とした。

借受者は、平成14年2月27日から平成20年1月31日までの間に償還金の一部を償還し、その後償還が滞っていたところ、同年7月3日に那覇地方裁判所において借受者に対し破産法に基づく免責許可の決定がされた。

平成23年5月17日に連帯保証人[REDACTED]に係る破産手続が開始され、平成25年1月15日に1,498,283円が県に配当された後、同年2月7日に那覇地方裁判所において同人に対し破産法に基づく免責許可の決定がされた。

残る連帯保証人については、令和5年7月16日付けで同人から時効の援用があり、同

人に対する債権は消滅している。

県は、これらの状況を踏まえ、債権回収の見込みがないと判断し、農業改良資金貸付金の円滑な整理を進めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

上記当事者間において、県道豊見城糸満線に県が設置した樹木による家屋損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額143,000円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対して支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙

上記当事者間において、県道那覇北中城線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額15,345円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対して支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道104号線上の倒木による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和5年8月27日
- 4 事故発生場所 恩納村字安富祖1051番3 県道104号線上
- 5 損害賠償額 1,341,100円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道104号線上の倒木による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額1,341,100円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対して支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、証拠物件である車両の適切な保管を怠ったことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額315,000円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙

上記当事者間において、国道58号に県が設置した信号機のひさしが落下したことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る信号機の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額72,164円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和5年11月24日
- 4 事故発生場所 浦添市城間三丁目5番1号株式会社エム・エス・シュターク本店内
整備工場
- 5 損害賠償額 253,858円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、職員の公務執行中における車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額253,858円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

沖縄県人事委員会委員の選任について

下記の者を沖縄県人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 平 田 美 紀

生年月日 [REDACTED]

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

人事委員会委員1人が令和6年7月31日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員及び予備委員に任命したいので、議会の同意を求め
る。

記

委 員

住 所 [REDACTED]

氏 名 平 良 卓 也

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 城 直 哉

生年月日 [REDACTED]

予備委員

住 所 [REDACTED]

氏 名 竹 内 優 志

生年月日 [REDACTED]

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

収用委員会委員2人が令和6年7月31日に任期満了するほか、予備委員1人が令和6年7月31日に辞職するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県公安委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県公安委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 嘉手苺 英 子

生年月日 [REDACTED]

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公安委員会委員1人が令和6年7月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項並びに第16条第1項、第4項及び第5項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第20条第1項及び第2項並びに第20条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

乙第21号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例（別紙）

理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第12条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 理由 本件退職手当不支給処分は、法令等の規定に基づいて適法かつ適正に行ったものである。

7 審査庁の対応案等

(1) 対応案 本件審査請求を棄却する。

(2) 理由 条例第14条第1項は、懲戒免職等処分を受けて退職をした者については、その者が占めていた職の職務及び責任、その者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響等を勘案して退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定している。当該規定の適用に当たっては、懲戒免職等処分を受けて退職をした者については、退職手当等の全部を支給しないことを原則とし、一定の例外的な事情が認められる場合に限り、退職手当等の一部を支給することができることとして運用しているが、本件においてそのような事情は認められない。

審査請求人が行った本件非違の態様、社会に与えた影響等は重大であり、教育行政や学校現場に対する信用を著しく失墜させるものであるため、本件退職手当不支給処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして違法又は不当とは認められない。

なお、懲戒免職処分については、地方公務員法の不利益処分に関する審査請求の手続において判断されるべきものである。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

行政不服審査法第2条及び地方自治法第206条第1項の規定に基づく審査請求について、同条第2項の規定により、議会に諮問する必要がある。

これが、この諮問を提出する理由である。

である。

6 処分庁の弁明の趣旨等

- (1) 趣旨 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 理由 本件退職手当不支給処分は、法令等の規定に基づいて適法かつ適正に行ったものである。

7 審査庁の対応案等

- (1) 対応案 本件審査請求を棄却する。
- (2) 理由 条例第14条第1項は、懲戒免職等処分を受けて退職をした者については、その者が占めていた職の職務及び責任、その者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響等を勘案して退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定している。当該規定の適用に当たっては、懲戒免職等処分を受けて退職をした者については、退職手当等の全部を支給しないことを原則とし、一定の例外的な事情が認められる場合に限り、退職手当等の一部を支給することができることとして運用しているが、本件においてそのような事情は認められない。

審査請求人が行った本件非違が児童生徒や保護者に与えた衝撃は大きく、教育公務員全体に対する信用を著しく損ねたものであるため、本件退職手当不支給処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして違法又は不当とは認められない。

なお、懲戒免職処分については、地方公務員法の不利益処分に関する審査請求の手続において判断されるべきものである。

令和6年6月28日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

行政不服審査法第2条及び地方自治法第206条第1項の規定に基づく審査請求について、同条第2項の規定により、議会に諮問する必要がある。

これが、この諮問を提出する理由である。

